

# 北広島市社会福祉協議会旅費支給規程

平成 6年 4月 1日施行  
平成 8年 9月 1日一部改正  
平成 9年 3月 1日一部改正  
平成 9年 12月 16日一部改正  
平成 11年 4月 20日一部改正  
平成 14年 3月 27日一部改正  
平成 15年 4月 22日一部改正  
平成 22年 4月 1日一部改正

**第1条** この規程は、本会理事、監事、評議員並びに各委員及び事務局職員（以下「役職員等」という。）が会務のため旅行し、又は役員会等に出席する場合の旅費支給について定めることを目的とする。

**第2条** 旅費を支給する区分、支給額は、次のとおりとする。

| 区 分   | 支 給 額   | 説 明          |
|-------|---------|--------------|
| 交 通 費 | 実 費     | 公の交通機関とする    |
| 日 当   | 1,100 円 | 道 内（別に定める地域） |
|       | 2,200 円 | 道 内（1日につき）   |
|       | 2,600 円 | 道 外（1日につき）   |
|       | 3,600 円 | 道 外（別に定める地域） |
| 宿 泊 費 | 実 費     | 1泊につき        |

上記、道外の旅行のうち日当 3,600 円の適用地域は次のとおりとする。

①東京都及び道外政令指定都市…東京都（特別区の地域に限る。）、大阪市、京都市、名古屋市、横浜市、神戸市、北九州市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市

(1) 理事、監事、評議員の道内日当 1,100 円の適用地域は次のとおりとする。

- ①石狩支庁管内…札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、石狩市、当別町、新篠津村
- ②空知支庁管内…夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
- ③胆振支庁管内…苫小牧市、安平町、厚真町

(2) 事務局職員の道内日当 1,100 円の適用地域は次のとおりとする。なお、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、南幌町、長沼町の近隣地域は日当額を支給しないものとする。

- ①石狩支庁管内…石狩市、当別町、新篠津村
- ②空知支庁管内…夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、由仁町、栗山町、月形町
- ③胆振支庁管内…苫小牧市、安平町、厚真町

**第3条** 役職員等が本会備付自動車又は借上車で旅行する場合は、自動車賃及び車賃を支給しない。

2 本会の事業として実施する市外研修の場合の旅費については、参加費等の状況に応じて日当を

調整して支給することができる。

3 第2条の規定にかかわらず市内での本会事業活動等の旅費については、別表に定める額とする。

**第4条** この規程に定めるもののほか旅費に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

旅費規程 第3条第3項 別表

| 支給額        | 区分  | 説明  |
|------------|---|---|
| バス賃+1,000円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会・監査・評議員会</li> <li>・三役会議</li> <li>・地区会長・事務局長会議</li> <li>・各委員会</li> <li>・各運営委員会</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日につき</li> </ul>  |
| 定額 600円    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事活動</li> <li>・つどい実行委員会</li> <li>・ボランティアセンターの活動事業</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事活動は、行事出席等</li> <li>・ボランティアセンター運営委員会の部会はバス賃のみ支給</li> </ul> |
| バス賃+1,000円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・心配ごと相談員</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会は、バス賃のみ</li> </ul>                                       |
| 定額 600円    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配食サービス（配食ボランティア）</li> <li>・テレホンサービス（交流会出席）</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動1回につき</li> </ul>  |
| 定額 1,000円  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配食サービス（運転ボランティア）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動1回につき</li> </ul>  |